

手稲ソフトテニスクラブ規約

2018.4.22改定

名 称

第1条 本会は手稲ソフトテニスクラブと称する。

目 的

第2条 本会はテニスを通じ、会員相互の健康増進と親睦を深め、且つ技術の向上を図り、地域のスポーツに貢献することを目的とする。

事 業 運 営

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行い、会の運営を図る。
1 日頃の練習の成果を競うため、年数回の大会を行なう。
2 上部団体(札幌ソフトテニス連盟)に加入し、技術の向上を図る。
3 他の同好クラブと交流試合を行い、技術の交流や親睦を図る。
4 地域の初心同好者に呼びかけ講習を行い、スポーツ愛好者の拡充を図る。
5 その他、目的達成のため、必要な事業を行なう。

会 員

第4条 男女(15歳以上)を問わず正規の手続きにより会費を納入した同好者を正会員とする。
2)年会費未納の会員は、会員資格を失う。
3)会員が退会する場合、会費及び入会金の返戻はしないものとする。

会 計

第5条 本会の経費は、会費及と寄付金でまかない、会費年額1万円とする。
第6条 本会の会計は、4月1日から翌年3月末日までとする。

役員及び組織

第7条 本会は正会員をもって組織し、円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

1)役員

会 長1名	会を代表し、統括する。
副会長2名	会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
会 計1名	会の会計の収支を司る。
会計監査1名	会計の収支決算を監察し、その結果を総会に報告する。
総務部2名	総務全般・コートの確保等の任にあたる。
渉外部	交渉の任にあたる
技術指導部	技術の向上を図り、指導する
競技部	競技の進行を司る

役員の重任はさまたげない。
第8条 役員は、総会において選出する。

第9条 役員は、総会において選出する。

集 会

第10条 役員会は必要の都度会長が招集し、総会及び役員会の決議事項の執務と企画立案について審議する。総会に次ぐ決議機関とする。

第11条 総会は定期総会(4月)と臨時総会の二つとする。
定期総会は次の事項について審議決定する。

第12条 役員会が必要と認めたとき、又会員の五分の一以上の要求があった時は、臨時総会を開くものとする。

第13条 総会は出席者を持って成立するものとして、決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第14条 規約の改正は総会においてすることができる。

第15条 本会は顧問を置くことができる。

第16条 この規約の施行について必要な事項(細則等)は、役員会等に図って会長が、別に定める。

付 則

第1条 この規約は、2018(平成30)年4月22日より施行する。